

特定退職金共済制度規約の一部改正のお知らせ

2025年10月1日より、特定退職金共済制度規約の内容一部改正しますのでお知らせいたします。この改正による掛金及び給付金等の額の変更はございません。また、必要な手続きもございません。

改正日

2025年10月1日

改正のポイント（別紙ご参照）

1. 全員加入の原則の除外項目として、合併の相手方法人が東京商工会議所特定退職金共済制度と異なる退職金制度を有している場合、相手方法人の従業員を東京商工会議所特定退職金共済制度に加入させなくても現在の共済契約を継続できるようにする。

※ 双方の退職金制度において、基本掛金月額や退職給付金の額について均衡がとれていることが継続要件となる。

2. 東京商工会議所特定退職金共済制度に加入する従業員（被共済者）が東京商工会議所特定退職金共済制度の共済契約者である別の事業所に転職等する場合に、当該従業員から申出があれば、退職給付金に相当する額を転職先の特定退職金共済制度に引き継げるようになる。

改正後の規約

以下のとおりです。

<https://www.tokyo-cci.or.jp/kyosai/tokutaikyo/kiyaku.pdf>

新旧対照表：

https://www.tokyo-cci.or.jp/kyosai/insurance/tokutaikyo_table202510.pdf

お問い合わせ窓口

東京商工会議所 共済センター

TEL 03-3283-7905

(1) 合併時の取扱い

合併時に相手方法人の従業員を東商特退共に参加させなくても、現在の共済契約を継続できるようになりました。

・ 全員加入の原則の除外項目を追加（第3条第2項第5号）

全員加入の原則の除外項目として、合併の相手方法人が、東商特退共と異なる退職金制度を有している場合、**相手方法人の従業員を東商特退共に参加させなくても、現在の共済契約を継続できるようになりました。**

※ 双方の退職金制度において、基本掛金月額や退職給付金の額について均衡がとれていることが、現在の共済契約の継続要件となります。

(2) 転職時の取扱い

従業員（被共済者）が転職により退職するときに、当該従業員の**退職給付金に相当する額を、転職先の退職金制度等に引継げるようになりました。**

・ 同一制度内における通算を可能とする条文の追加（第26条）

東商の特退共に参加する従業員（被共済者）が、同一制度（東商特退共）の共済契約者である別の法人等に転職する場合に、当該従業員から申出があれば、退職給付金に相当する額を、**引継退職給付金として転職先に引き継げるようになりました。**